

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 清田 哲也

## 1 日 時

令和4年12月9日（金） 午後1時30分から  
午後2時28分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

清田哲也、木付親次、嶋幸一、成迫健児、浦野英樹、吉村哲彦、小川克己

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

太田正美

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 島津恵造 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第111号議案から第114号議案まで及び第117号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 令和5年度当初予算要求の概要について、損害賠償の額の決定について及び大分県広域景観保全形成指針の策定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ  
政策調査課政策法務班 副主幹 志村直哉

# 土木建築委員会次第

日時：令和4年12月9日（金） 13：30～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：30～14：20

### (1) 付託案件の審査

第117号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係部分）

第111号議案 公の施設の指定管理者の指定について（文教警察委員会へ合い議）

第112号議案 工事請負契約の締結について

第113号議案 工事請負契約の変更について

第114号議案 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### (2) 諸般の報告

①令和5年度当初予算要求の概要について

②損害賠償の額の決定について

③大分県広域景観保全形成指針の策定について

④大分県生活排水処理事業広域化・共同化計画の策定について

### (3) その他

## 3 協議事項

14：20～14：30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**清田委員長** ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として太田議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

それから、本日の委員会はオンライン委員会を試行的に行います。成迫委員が佐伯市内の事務所からオンライン出席しています。

まず、審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

**島津土木建築部長** 清田委員長をはじめ、土木建築委員の皆様におかれては、平素から土木建築行政の推進に向け、懇切丁寧な御指導をいただいていることに、改めて深く御礼申し上げます。また、11月7日の玉来ダム竣工式の際には、清田委員長、木付副委員長をはじめ、委員の方々には、お忙しいところ御出席いただきありがとうございました。

9月に発生した台風第14号では、試験湛水中のダムが早速その整備効果を発現したところですが、台風に係る公共土木施設の被害については、県が管理する分が166か所、89億6,500万円で、再度被災した花合野川など全箇所について、今月中に国の査定を終えるよう計画しています。引き続き、早期復旧に向けて全力で取り組んでいきます。

さて、去る12月2日に国の経済対策として、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を含む令和4年度第2次補正予算が成立しました。

県議会におかれても、政府への要請活動など力強い御支援をいただきました。改めて御礼申し上げます。

御案内のとおり本対策は、流域治水等の人命や財産の被害を防止、最小化するための取組や、

災害に強い交通ネットワークの構築、予防保全の考え方に基づく老朽化対策など、災害に屈しない強靱な国土づくりを推進するものです。本県としても、この国の補正予算を積極的に活用し、県民の命と暮らしを守る強靱な県土づくりに取り組んでいきたいと考えています。

このため今回土木建築部からは、この5か年加速化対策予算の受入れを含む、令和4年度一般会計補正予算をはじめ、公の施設の指定管理者の指定など5件の議案の審査をお願いしています。これに加え、令和5年度当初予算要求の概要など、4件の報告をします。

なお、本日は誠に申し訳ありませんが、道路建設課長の竹島が体調不良により欠席です。代わって、道路建設課参事の山口が出席しています。

それでは、何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただくようお願い申し上げます。

**清田委員長** それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。

まず初めに、第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**島津土木建築部長** それでは、第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち土木建築部関係の歳出予算の補正内容について御説明します。土木建築委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、1補正予算額の表の中頃、太枠で記載している計欄を御覧ください。

既決予算額966億1,029万8千円に、その右の今回補正予算額228億1,882万5千円を増額すると、さらにその右の補正後現計額の欄にあるとおり、補正後の土木建築部の

一般会計、歳出予算総額は1,194億2,912万3千円となります。増額の理由としては、冒頭申し上げた、国の経済対策による防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を、積極的に受け入れることによるものです。災害に強い強靱な県土づくりを加速させるため、緊急輸送道路の整備や河道の掘削、特定盛土等規制区域の指定に向けた基礎調査等に集中的に取り組むことができるよう、下段の補正事業一覧に記載のとおり、(公)道路改良事業など26事業について、補正をお願いするものです。

以上で私からの説明を終わります。

この後、債務負担行為の補正及び繰越明許費の補正について土木建築企画課長から御説明するので、御審議のほどよろしくをお願いします。

**石掛土木建築企画課長** 続いて、債務負担行為について御説明します。資料の3ページを御覧ください。

2 債務負担行為の補正です。

ゼロ県債については、債務負担行為の積極的な活用により、公共工事の施工時期の平準化とともに防災効果の早期発現を図るため、出水期に備えた河床掘削や危険な法面の対策等を実施する事業に対し、一般会計で23事業45億円の設定をお願いするものです。

なお、昨年度は35億円を設定していましたが、今回は台風第14号の大雨などにより河川に堆積した土砂の掘削など、防災対策を梅雨時期までに完了するため、前年より10億円多い45億円の設定としています。また、ゼロ県債以外の債務負担行為の設定として、第3回定例会の本委員会において御報告したPFI方式により、老朽化した県営明野住宅の建て替えや集約化に取り組むため、一般会計で1事業74億6,335万4千円をお願いするものです。

続いて、資料の4ページを御覧ください。

3 繰越明許費です。

今回、繰越明許費を設定する事業は、主に国の補正予算を受け込んだ事業で、発注時に適切な工期を確保する必要がある事業について、表の太枠で記載のとおり、一般会計の公共事業で追加分5事業9億800万円、変更分18事業

108億7,800万円の繰越明許費の設定をお願いするものです。これに第3回定例会で御承認いただいた既決分を加えると、一般会計と特別会計の合計で、表の右下の49事業238億2,600万円となります。これらについては、前払金や部分払いなどによって可能な限り年度内支出に努めます。

なお、今後事業を進めていく上で、現場の状況変化など不測の事態が生じた場合は、契約済のものも含め令和5年第1回定例会において、改めて繰越明許費の追加又は変更をお願いします。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**木付副委員長** 2ページの補正の分で、国の直轄事業の中の26番ですね、下の段。これは港湾の負担金が大きいですね、具体的にどうい事業なのか教えてください。

**小野港湾課長** 国からの話では、重要港湾である別府港、大分港、佐伯港について補正をお願いしたいとしています。さらに海岸については、大分港海岸を延伸するための予算を補正にかけています。別府港については、主に防波堤の改良、一部新設も予定しています。また、大分港については、RORO船のケーソン設置等を予定していて、佐伯港はちょうど老朽化対策を今行っています。ジャケットという岸壁の老朽化対策及び地盤改良を予定しています。

**清田委員長** ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**太田委員外議員** 同じく2ページの補正事業一覧の5番の広域河川改修事業費ですが、具体的にはどこを改修されるのでしょうか。

**成瀬河川課長** 広域河川改修事業費については、12月補正で考えているのは県内18か所で、北は国東から満遍なく各地域において箇所を設定しています。事例をあげると、別府では八坂川、大分土木管内では大分川水系の横瀬川や臼杵川、佐伯では井崎川とか、そういった河川で

実施します。この分は河川改修なので、河道を拡幅して護岸をつくるといった事業が主な事業になっています。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第111号議案公の施設の指定管理者の指定についてですが、本案については関係する文教警察委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**石掛土木建築企画課長** 第111号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。

資料の5ページを御覧ください。

第2回定例会の常任委員会において御報告したとおり、大分県リバーパーク犬飼と大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場が、今年度末に指定管理者の更新時期を迎えることになります。

このたび、これら施設の指定管理候補者を選定したので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

なお、指定管理候補者の選定にあたっては、選定委員会を開催し、外部有識者等の意見聴取を実施しました。

まず、大分県リバーパーク犬飼についてですが、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間としています。

資料左上、1指定管理候補者選定の経過の最下段にコメ印で記載していますが、本施設は、豊後大野市が所管する指定管理施設と隣接しているため、指定管理者の公募にあたっては、市所管施設と一体的な利活用を図ることを目的に、豊後大野市との共同公募を実施し、資料右側の2審査基準により制定を行いました。

資料下段、3指定管理候補者及び選定委員会

における評価等ですが、選定委員会の結果、当施設の次期指定管理候補者として現指定管理者のG o a p（ゴーアップ）株式会社を選定しています。G o a p株式会社は西大分でアウトドア商品の販売を行う有限会社山溪（やまけい）の経営者が設立した会社で、主にイベント企画や運営、アウトドアレジャーに関するコンサルティングを行っています。提案価格は5,056万5千円で県予算額と同額となっています。

選定委員会における評価ですが、施設の管理運営に要する専門的知識等を有しており、今後についても堅実な運営を行うことができる。施設近傍を流れる大野川を活用したアクティビティなども考案するなど、施設運営に関する高い意欲を感じられ、施設の管理運営を行う十分な能力を有するといった点が評価されています。

なお、今回の公募での申請者はG o a p株式会社の1者でした。現地説明会には、ほかに3者の参加がありましたが、現地で実際に施設の管理状況を見たことで、施設運営に必要な組織体制の整備や専門的知識に係る職員の習熟度などの観点から、現時点では応募は見送らざるを得ないと判断したと聞いています。

続いて資料6ページを御覧ください。

次に、大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場についてですが、こちらも指定期間は5年間としています。

資料左上、1指定管理候補者選定の経過の最下段にコメ印で記載していますが、本施設は、県が所管する硬式野球場やフェンシング場とあわせて、大分市が所管する大洲総合体育館と一体的に構成されており、公園全体の効率的な管理運営や各施設の一体的な利活用を図ることを目的に、大分市との共同公募を実施し、資料右側の2審査基準により制定を行いました。

資料下段、3指定管理候補者及び選定委員会における評価等ですが、選定委員会の結果、当施設の次期指定管理候補者として現指定管理者のファビルス・プランニング大分共同事業体を選定しています。現指定管理者のファビルス・プランニング大分共同事業体は、ビルメンテナンス業務を行う株式会社ファビルスが代表企業

となり、広告やイベント業務を行う株式会社プランニング大分が構成員となっています。提案価格は3億6,185万円です。

選定委員会における評価については、公園管理の豊富な経験があり、業務を安定的に実施できる経営基盤を有している。樹木植栽を定期的にせん定するなど、利用者の安全確保対策についても的確に行われているといった点が評価されました。

なお、今回の公募での申請者はファビルス・プランニング大分共同事業体の1者でした。現地説明会には、ほかに2者の参加がありましたが、公園内の芝や樹木の管理など専門分野について、現指定管理者の知識やノウハウを上回る提案ができないなどといった理由で、今回の応募は見送ったと聞いています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

なお、本案について文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきものとすることです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第112号議案工事請負契約の締結について執行部の説明を求めます。

**山口道路建設課参事** 第112号議案工事請負契約の締結について御説明します。

資料の7ページを御覧ください。

本議案は、佐伯市大字狩生（かりう）から大字戸穴（ひあな）までの間で整備を進めている、一般国道217号戸穴バイパスの仮称西幡トンネルに係る工事請負契約の締結についてです。

資料左側中段の平面図を御覧ください。現道

区間は、幅員狭小やトンネルの高さ不足等の課題があるため、延長1,350メートルの区間でバイパス整備を進めています。

本契約は、赤線で旗揚げしている仮称西幡トンネルの工事を行うものです。

資料右上の工事概要を御覧ください。今回の工事は、トンネル675メートルを含む、延長721.6メートル、契約金額は27億3,254万4,716円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が令和7年10月16日として、入札の結果により、前田建設工業株式会社、株式会社菅組、谷川建設工業株式会社の3者から構成される前田建設工業・菅組・谷川建設工業特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第113号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**山口道路建設課参事** 第113号議案工事請負契約の変更について御説明します。

資料の8ページを御覧ください。

本議案は、玖珠郡九重町大字菅原の国道387号において、令和3年9月28日に平和・ヤマダ特定建設工事共同企業体と契約した、工事延長146メートルの工事請負契約について変更するものです。

資料の9ページを御覧ください。

まず、変更内容ですが、契約金額の増額については、大きく二つの要因があります。

1点目は、軟弱層への対応や転石破碎等に伴う増額です。トンネル坑口部を掘削したところ、底部の地山が想定より脆弱であったため、資料右側の図①のように、下部にインバート支保工を追加しました。これにより、変形や沈下の抑制を図っています。また、右の写真②に示すように、トンネル坑内に堅固な転石が多くあり、通常の掘削工程に加え、部分発破等による転石の破碎が追加となっています。

2点目は、インプレスライドによる増額です。工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインプレスライドの条項を適用し増額するものです。

次に、工期の変更ですが、工期延伸について、資料の左下に予定工程表を示しています。本工事に先立ち、坑口手前の掘削工と法面補強工を実施しています。掘削を行うにあたって、右の写真③と④に示すように、当初の想定以上に転石が多く、その転石を破碎し法面を整形する処理に時間を要したことにより、トンネル掘削への着手が3か月遅延しました。また、さきほど増額理由の1点目で御説明した、インバート支保工と転石破碎工の追加により、機械掘削に要する期間が2か月延長するものです。

資料8ページにお戻りください。

右上の工事概要に記載のとおり、契約金額は現契約6億9,963万4,936円に対し、変更契約後7億6,006万9,321円となり6,043万4,385円増額し工期は、現契約完成は令和5年1月29日に対し変更契約後完成は令和5年6月30日となり、5か月延伸するものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第114号議案大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**大谷公営住宅室長** 第114号議案大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

資料の10ページを御覧ください。

本条例は、公営住宅法や、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて、県営住宅等の設置や管理について、必要な事項を定めたものです。

資料上段の1条例改正の背景・理由についてですが、今回、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に定める同居親族要件が一部改正され、里子や同性パートナー等が同居親族に準ずる者として同居親族要件に新たに加わったことから、これにあわせて本条例を一部改正するものです。

続いて、資料中段の2条例改正の概要について御説明します。

まず、(1)上記Ⅰに伴う同居親族に準ずる者の規定追加についてですが、右の図にあるように、②同性パートナーについては、事実上婚姻関係と同様の事情にある者として同居親族に認めていましたが、今回新たに、③同居親族に準ずる者を本条例においても入居者の資格に追加するため、条例第6条第1号を改正します。また、同居親族に準ずる者として里子を規定することを予定しています。

あわせて、左側のコメ印ですが、条例第9条第3項で、子を扶養しているひとり親に対して、入居を優先する旨を規定していますが、その子に里子を含むよう改正します。

次に、(2)上記Ⅱに伴う号の追加についてです。条例第52条でみなし特定公共賃貸住宅、略してみなし特公賃の入居資格を規定しています。みなし特公賃とは本来、住宅に困窮する低額所得者に対して供給している公営住宅を、中

堅所得者に供給する制度です。現在、県営住宅ではみなし特公賃に指定した住宅はありませんが、今回、入居者資格の所得要件拡大のため法律施行規則が一部改正となったので、引用する条例の規定を整理するものです。

最後に、(3)の上記I新設に伴う所得の定義の号ずれについては、引用する法律施行規則に号ずれが生じたことから規定の整理をします。

施行期日については、公布の日からとしています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**島津土木建築部長** それでは、土木建築部の令和5年度当初予算要求の概要について御説明します。

資料の11ページを御覧ください。

令和5年度の要求状況の公表についてですが、各部局からそれぞれの常任委員会で御説明し、本日全ての常任委員会で説明終了後に、公表するスケジュールになっています。

これから当部関係の御説明をしますが、公表までの間、取扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

まず、一番上の表を御覧ください。

令和5年度当初要求額は717億8,533

万9千円で、令和4年度当初予算額の922億3,711万2千円に対して204億5,177万3千円の減、増減率はマイナス22.2%となっています。

令和5年度の当初予算は、骨格予算として編成されることとなっており、激甚化する自然災害への対策等、年度当初から直ちに着手しなければならない事業などの予算を主に要求していることから、昨年度当初予算額のおよそ8割程度の要求額となっています。

その下は、今回、土木建築部から予算要求している事業のうち主なものを、長期総合計画安心・活力・発展プラン2015に基づき、事業体系として記載したものです。

12ページを御覧ください。令和5年度当初予算要求の主な事業概要ですが、当初予算で要求している事業のうち、主な事業について御説明します。表の左側枠外に番号を記載しています。

まず、5番の(公)広域河川改修事業ですが、予算要求額は33億5,554万4千円です。本事業は、河川の流下能力を確保するため、令和2年7月豪雨等により被災した河川において、河道掘削や堤防のかさ上げ等の河川改修を実施するものです。令和5年度については、令和2年7月豪雨により、甚大な被害を受けた日田市の天ヶ瀬温泉街を流れる玖珠川において、本年度実施している泉源調査等の結果を基に、泉源補償を含む用地補償を本格化させていきます。また、九重町の野上川等においても、河道の拡幅や堤防のかさ上げなどを行い治水機能の強化を図ります。

次に、その下6番の(単)緊急河床掘削事業ですが、予算要求額は7億5千万円です。本事業は、河川周辺住民の安全を確保するため、浸水被害の発生した箇所等の河床掘削を行うものです。令和5年度については、今年度に引き続き、危険度の高い箇所から優先的に事業を進めていきます。

次に、その下7番の(公)通常砂防事業ですが、予算要求額は7億3,505万9千円です。本事業は、土砂災害から住民の生命や財産を守

るため、土石流等のおそれのある箇所について、砂防堰堤等の整備や流木対策を実施するものです。令和5年度は引き続き、国の5か年加速化対策予算も活用しながら、土砂災害危険箇所における砂防堰堤等の整備をさらに加速させていただきます。

13ページを御覧ください。

17番の建設産業構造改善・人材育成支援事業ですが、予算要求額は2,480万円です。本事業は、建設産業における人材確保や生産性向上を図るため、建設労働者のUIJターン促進や就労環境改善の取組等を支援するものです。令和5年度については、若者に向けた建設産業の魅力発信や高校生向けの建設業体験学習会の開催等に取り組むとともに、若手就業者の資格取得に要する経費への助成等を行うことで、建設産業における人材の確保、育成につなげていきます。

以上が、当初予算要求の主な事業概要です。

次に、14ページを御覧ください。

令和5年度当初予算要求における廃止事業です。1番から3番については、いずれも事業目的の達成により事業終了となったものです。

3番の公共水域等適正管理推進事業については、平成30年度から放置艇の適正管理に向けた取組を行ってきた結果、平成30年10月末時点の放置艇数は3,629隻でしたが、令和4年10月末時点では68隻と大幅に改善することができました。引き続き、係留状況の適正管理指導に対応するため、令和5年度においては、別事業に統合して要求しています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**木付副委員長** 公共事業は通常70%ぐらいの予算要求と聞いていますが、かなり土木建築部は高めですが、その辺はどういう経緯なのか。

**石掛土木建築企画課長** 骨格予算なので、さきほど部長が申し上げたように、緊急性を要するものについては実施するというので、一応8割をめどに要求しています。

**島津土木建築部長** 今、石掛課長からも説明し

ましたが、骨格予算ということで、おおむね7割がベースではありますが、特に出水期までに河川の対策等を講じておきたいので、緊急性の高い事業については年間所要額のほとんどを先に積ませていただいて、平均よりも少し高めの8割に近い額を計上しています。

**清田委員長** ちょっと私からも1点です。

今、骨格予算の性格と言うか、特徴は御説明いただきました。その中で、さきほど議案にも出ていましたが、物価スライドですよ。価格高騰、また来年度はさらに賃金の上昇等、そういう社会情勢、経済情勢がある中で、繰越工事や債務負担で年度をまたいでやっている工事等もまた、今後こういうケースが多発するのではないかなという思いがしています。そこに向けて、7割8割、目一杯取っているのですが、そういうものに備える意味でも、当初予算を頑張っただけで目一杯要求するのは必要なことだと思うんですが、その予測も含めた中での対応と言うか、この骨格予算に対しての考えがあればお聞かせください。

**島津土木建築部長** 御指摘いただいたとおり、資材価格等の高騰がいろんな場面で大きな影響を及ぼしているのは十分承知しています。特に、土木建築部が所管する事業については、さきほどトンネル事業でも御説明したとおり、適正価格となるようにインフレスライド等を適用して、その時々に応じた額を変更計上する取組をしっかりと進めていますし、また、当初の積算価格をよりリアルタイムで反映させようと、積算価格の資材価格については、昨年度から毎月チェックをして積算価格に反映させる取組もしています。特にコンクリートは価格が毎月毎月変動するので、それをこれまで5%もしくは10%と、ある一定の幅を超えたときに積算価格を変更する取扱いをしていましたが、これを例えば1円でも2円でも上がれば翌月には上げるといった、リアルタイムの積算体系に変更しようと考えています。

そうした必要な予算をしっかりと確保した上で発注を適正にやっていくことで、現場の混乱を少しでも解消していきたいと思っています。

**清田委員長** ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に②の報告をお願いします。

**中園建築住宅課長** 報第41号損害賠償の額の決定について御説明します。

資料15ページを御覧ください。

県有地樹木による車両損傷に係る損害賠償についてです。

まず、1事故の概要です。

去る8月23日午後2時頃、大分市大字丹生の県有地樹木の枝が、隣接する市道を通行中の車両に落下し、車両のフロントガラスを損傷させたものです。車両のバンパー、ボンネットに損傷がないことから、空中落下による事故であり、運転者の回避は困難であったと判断し、県有地の管理に瑕疵があったことから、車両所有者に損害賠償を行いました。

なお、賠償額が300万円以下であり、所有者に速やかに支払う必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により11月10日に専決処分したので、その報告を行うものです。

2 損害賠償の概要ですが、車両の所有者に対し、フロントガラスの修理費用相当額及び代車費用として16万7,750円を賠償しました。賠償の根拠は、民法第717条第2項であり、負担については顧問弁護士と協議の上、全額、県の負担としています。

最後に、3再発防止の取組ですが、既に市道に張り出した樹木及び周辺の竹等の伐採を行いました。県としても適宜、現地の状況を確認するとともに、市道管理者である大分市と連携を取りながら、当該県有地の適切な管理に努めていきます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 大分県広域景観保全形成指針の策定について御説明します。

資料の16ページを御覧ください。

左上、指針策定の目的と基本的な考え方は、図にあるとおり、県民、事業者、市町村、県が、おおいに景観の価値を理解・共有するとともに、協働して守り育て、魅力ある景観を次世代に引き継いでいくために、広域景観の保全・形成の指針を示すものです。

次に、その下段、広域景観保全・形成の問題点・課題ですが、まず1の県及び市町村間の連携についてです。景観法により、景観行政団体である市町村が景観行政事務を行っており、地域の実態に応じた取組ができて一方、左図にあるとおり、一体的な広域景観であっても市町村ごとに景観の基準が異なっている状況があります。関係市町村間で広域景観の価値を共有し、基準等を調整することが必要となっています。

またその下、2の景観に影響を与える要因の増加については、メガソーラー、風力発電、空き家など景観上の課題が生じていますが、右の赤囲みにあるとおり、景観行政団体である市町村の主体的な取組を促すとともに、特に再生可能エネルギー推進については、景観法が立地規制を目指すものではないことから、禁止することはできませんが、規制誘導を図りながら、景観保全との両立を図っていくことが必要になっています。

さらに、3の景観の活用については、景観は貴重な観光資源でもあり、単に景観を守るだけでなく、これを活用して地域振興につなげていくことも重要だと考えています。

資料の右側を御覧ください。指針による新たな取組についてです。黄色で示すように、県は広域景観の観点から各地域の景観行政を支援していきます。

具体的には、1の関係者が協働する新たな仕組みづくりです。図にあるとおり、県民・事業者、市町村、県が協働して取り組む仕組みとして、広域景観協議会を支援します。右側の下、下線部の取組例として、関係市町村の規制誘導策の調整など、守るべき景観の意識の共有を図り良好な景観の保全・形成を進めていきます。

2の広域景観エリアの設定では、下の図にあるとおり日豊海岸などの一体的、連続的な七つの広域景観エリアで広域景観協議会を設立します。また、耶馬溪や院内、安心院などの石橋のように、点在していますがイメージとして一体的な広域景観であるような五つのエリアで、県が主催するセミナーなどを通じ、価値の共有を図ります。

最後に、指針策定の効果としては、県と関係市町村が連携することにより、地域の景観行政を推進し、さらには地域の声を踏まえた規制策の活用による秩序ある開発を誘導するとともに、景観保全・形成を通じた地域振興が図れることが期待できます。

今後の予定は、令和5年1月からパブリックコメントを行い、3月に完成及び公表する予定としています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

**藤内公園・生活排水課長** 大分県生活排水処理事業広域化・共同化計画の策定について御説明します。

資料の17ページを御覧ください。

資料左上、計画の概要を御覧ください。本計画は、市町村単位で実施している生活排水処理事業について、事業運営の効率化を目的に、市町村や事業の枠を越えた取組により、広域連携の推進を図るものです。策定経緯ですが、1点

目として、関係する4省より、都道府県に対して令和4年度までに計画を策定するよう要請されています。2点目に、計画策定が令和5年度以降の交付金事業の交付要件となっています。

次に、大分県内における課題です。事業運営においては、技術職員の減少や施設老朽化の進行、人口減少を背景とした課題があります。一方で、施設整備においては、未整備人口が約22万人であり整備を推進する必要がありますが、事業運営の悪化により整備進捗への影響が懸念されています。このため、課題解決に向け、連携により改善の見込まれる取組を検討しました。

資料右側、主な内容を御覧ください。取組メニューについて御説明します。施設の統廃合は、複数の処理区域を管路で接続するなどにより、処理施設を集約するもので、大分市ほか7市で計画しています。汚泥処理の共同化は、大分市で建設する汚泥固形燃料化施設で、周辺8市町の処理施設から発生する汚泥を共同処理するものです。このほか共同化の取組として、台帳管理システムの整備・保守や勉強会等の人材育成、災害対応合同訓練等を計画しています。

計画の実施方針として、市町村は参加する各取組の実施、県は進捗管理や計画全体の管理を通してそれぞれが連携を図りながら進めます。また、本計画は実施状況等により、おおむね5年に1回の見直しを行います。

今後の予定についてですが、来年1月のパブリックコメントを経て、3月に公表する予定としています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**木付副委員長** 交付金事業になるということなのですが、どれぐらいの事業費の割合と言うか、市町村がやるんでしょうが、どれぐらいの割合の交付金ですか。

**藤内公園・生活排水課長** 補助ではなく交付金事業なので2分の1になっています。

**島津土木建築部長** この広域化・共同化計画を作らないと、来年から交付金をあげないよということで、今まで既に交付金事業でやっていま

す。各市町村、交付金事業で交付していますが、例えば、下水道事業が来年からこの計画がないと交付金をあげないよという、ある意味厳しい要件化ということです。これまではそこが強くなかったんですが、そういうことです。

**清田委員長** ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**太田委員外議員** 共同化で今あげられている市が皆、海に面した市で、内陸部の由布市とか、その辺の自治体が入っていないのは何か理由があるのか。由布市もそういう汚泥については非常に困っているんですが、共同の中に入っていない主立った理由があれば教えてください。

**藤内公園・生活排水課長** 議員の御指摘のとおり、沿岸部の方が連携しやすい状況があります。やはりどうしても山間部になると、どちらかというと、公共下水道ではなくて合併処理浄化槽が多いため、そういったところで勉強会であるとか、情報の連絡とかそういった部分で連携していくことを考えています。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**小川委員** 令和2年の7月豪雨災害については、お陰であと一息まで来ました。本当にありがとうございました。ただ、台風第14号の関連については、これからなので、改めてよろしくお願ひしたい。それから大変申し訳ないんですが、予算獲得ですね。これは災害とかじゃなくして、一般道の離合もできないような道路もあり、この改良拡幅もできるだけ早期にやっていただきたいと思うので、どうかひとつよろしくお願ひします。

**島津土木建築部長** 今、小川委員から玖珠郡の災害対応や道路改良ということで、我々もまずは令和2年豪雨からの復旧・復興を最優先に尽力しているところですが、特に被害が厳しかった九重町、玖珠町については本当に業界の支部長以下、献身的な御尽力をいただいでいて、頭が下がる思いです。正に全力を挙げてやっ

ただいている中で、一部、管外の中津市からも応援体制を講じて頑張っていたいただいでいるところで、御指摘のとおり、台風第14号で一部増破しており、その対応も本当に心が折れるような、現場代理人の血のにじむような努力をいただいきながら、一生懸命また改めて頑張っていたいただいでいます。我々も精一杯頑張りたいと思っています。また、道路改良予算等についても、可能な限りしっかり予算を確保した上で努めていきたいと思っています。ありがとうございます。

**小川委員** よろしくお願ひします。

**成迫委員** 今回オンライン委員会の試行ということで、オンライン出席しましたが、私からは、カメラが2方向から見えるようになっていて、執行部の皆様と委員の皆様の姿がはっきりと見えています。なので、どなたがどういった質問をされたかとか、どういった発言をされたというのが本当に明確に見ることができて分かりやすかったです。

あと私は今、事務所で委員会に出席しているんですが、すごくいい意味で楽と言うか。また、佐伯市から大分市までの移動がないので、そういった旅費とか公費の削減にもつながる大きなきっかけになるんじゃないかなと感じました。

このオンラインでの準備をしてくださった事務局の皆さんも本当にありがとうございました。

**清田委員長** ありがとうございます。何不自由なくできたということで。それは今、議員用タブレットですか。自分のパソコンでやっているんですか。

**成迫委員** Zoomの映像はパソコンから見ていて、それとは別に議員用タブレットで資料に目を通してしています。

**清田委員長** はい。非常に声も聞きやすく、鮮明でした。ありがとうございます。

ほかにないので、これをもって土木建築部関係を終ります。

執行部は御苦勞様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**清田委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮りします。内部協議資料の継続調査申出書を御覧ください。各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。